

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険加入・脱退の手続を忘れずに！

国民健康保険は、職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人を除いて、みなさんが加入することになります。

国保は世帯ごとで加入し、世帯主が保険税の納付を行いますが、世帯の一人ひとりが被保険者です。

●国保に加入する人

- ・ お店などを経営している自営業の人 ・ 農業や漁業などを営んでいる人
- ・ 職場の健康保険などに加入していない人 など

加入の手続には、印鑑（認印）や健康保険資格喪失証明書などが必要となります。

加入の届出が遅れて保険証がないときは、その間の医療費は全額自己負担となります。

加入資格を得た時点まで、保険税をさかのぼって納めます（遡及賦課）。

次の理由により国保をやめるときは、印鑑（認印）、国保の保険証、就職先の健康保険証などを持って届出をしてください。

- ・ 他の市区町村に転出するとき ・ 職場の健康保険などに加入したとき
- ・ 死亡したとき（葬祭費の支給があります） ・ 生活保護を受け始めたとき
- ・ 後期高齢者医療制度に加入したとき（75歳になって加入したときは届出不要）

《加入や脱退の手続きは14日以内に行いましょう!》

70歳以上の人の医療

70歳以上75歳未満の人には、所得などに応じて自己負担割合が記載された「高齢受給者証」が交付されます。適用は70歳の誕生日の翌月（1日生まれの人はその月）から75歳の誕生日の前日までです。お医者さんにかかるときは、必ず保険証と一緒に提示してください。

現在、医療機関での窓口負担が1割の方は、75歳の誕生日の前日まで、引き続き1割に据え置かれます。ただし前年の所得によっては、8月に負担割合が変更される場合があります。

※ 平成26年4月2日以降に70歳になる方から、医療機関での窓口負担が2割となります。

※ 現役並み所得者の自己負担額は、3割のままで変更はありません。

限度額適用認定証で窓口のお支払いを軽減できます！！

限度額適用認定証を医療機関に提示すると、入院の場合に加えて外来診療でも窓口での支払いが一定の限度額にとどめられます。限度額は所得区分によって異なりますので、国保の窓口にて認定証の交付を申請してください。

住民税非課税世帯…医療費の窓口負担額が限度額にとどめられ、食事代も減額が受けられます。

住民税課税世帯…医療費のみ窓口負担額が限度額にとどめられます。
（70歳未満のみ）

差額ベッド代など保険適用外の費用には適用されません。

申請は、印鑑（認印）と保険証をお持ちになり、健康推進課国保年金班（4番窓口）にて行ってください。なお、すでに交付済みの方は、有効期限まではお使いになれます。

限度額適用認定証を利用すると、高額療養費の限度額までのお支払いとなりますが、世帯合算等により高額療養費の支給対象となる場合もあります。限度額や高額療養費の有無については国保年金班までお問い合わせください。